

私立小中学校授業料支援実証事業のご案内

1. どんな事業？

私立小中学校に通う児童生徒がいる年収 400 万円未満程度の世帯の、お子さまの授業料負担の軽減を図るための補助金を支給するとともに、実態把握のための調査を行う事業です。

2. 支給の要件は？ 支給額は？

- ・ 次の要件の全てを満たす必要があります。
 - (1) 児童生徒が 7 月 1 日時点で私立小中学校に在学していること
 - (2) 年収約 400 万円未満^{*}の世帯であること
 - ※ 父母、扶養親族が高校生未満の子供のみの世帯の目安であり、家族の状況等により、この年収額は変わります。**具体的な判定方法等については、裏面をご確認下さい。**
 - (3) 児童生徒が祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと
 - (4) 保護者等の資産保有額の合計が 600 万円以下であること
 - (5) 文部科学省の調査に協力し、また誓約書を提出すること
- ・ 児童生徒 1 人当たり年額 10 万円を支援します。
 - ※ 原則として学校が代理受領し、授業料が減額されます。
 - ※ **昨年度から要件が変更されております。昨年度に支援対象となった場合でも、対象とならない場合がございますので、ご了承ください。**

3. 申請の方法は？

下記の書類を、学校が定める日までに学校に提出してください。

- (1)申請書 (2)誓約書 (3)アンケート調査票
- (4)平成 30 年度課税証明書 (5)資産保有額を確認できる書類
 - ※ 調査票は、封筒に入れて提出してください。(学校・県では開封しません)
 - ※ (4)と(5)は該当となる保護者等全員分が必要です。なお、課税証明書の取得の際は、支給要件の判定に必要な事項(所得欄など)を省略しないようご注意ください。
 - ※ 非課税証明書は支給要件の判定ができませんので、不可となります。

裏面の「申請に当たっての留意事項」や「申請書」、「誓約書」などの記載内容をよくご確認ください。申請をお願いいたします。

申請に当たっての留意事項

○本事業は、私立小中学校の授業料負担が、家庭の経済状況からすると極めて重いと考えられる世帯の児童生徒について、授業料負担の軽減を行うとともに、義務教育段階において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などの実態を把握するための実証事業です。

○本事業に申請するためには、以下の基準を満たしていることが必要です。ただし、本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても支援の対象とはならない場合がございますので、ご了承ください。

①在籍基準

7月1日時点で、私立の小学校、中学校のいずれかに在籍していること

②所得基準

保護者等（※1）全員の年収合計が400万円未満のご家庭であること。具体的な基準としては、保護者等の所得金額の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する）から所得控除合計等を差し引いた額の合計が140万円未満（寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満）であること。

③資産基準

保護者等全員の保有資産額（※2）の合計が600万円以下であること

（※1）保護者等とは、親権者全員（親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者）、同居の祖父母、左記の者以外に授業料を負担する者のことを指します。

（※2）保有資産額とは、預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の額を合算した額をいい、申請に当たっては、通帳の写し（名義や申請日直近の残高の分かるページ）等の書類が必要です。

○支援を受けるためには、文部科学省が実施するアンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただくことが必要です。なお、ヒアリング調査へのご協力は、調査対象に選出された場合についてののみです。

○本事業に申請するためには、以下の①～⑤の全ての書類の提出が必要です。

①申請書（申請書の注記や記入例をよくご確認ください）

②誓約書（誓約書の裏面をよくご確認ください）

③アンケート調査票（記入した調査票は封筒に入れてご提出ください）

④平成30年度課税証明書（市町村窓口で取得の際、内容を省略しないようにしてください）

⑤資産保有額を確認できる書類（申請書の4ページをよくご確認ください）

○支援対象者及び支援額の決定は、1月以降を予定しております。